

鳥取大学医学部同窓会研究助成規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取大学医学部及び関連ある教育研究施設（以下「医学部」という。）における若手研究者の特に優秀な教育・研究活動に対し、研究助成金制度を定めることにより、医学部の発展・活性化に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 鳥取大学医学部同窓会（以下「同窓会」という。）会員であつて、選考を行う年度の4月1日に38歳以下又は学位（博士又は博士後期課程）取得から8年以内で医学部を拠点とする研究者（研修医、大学院生は除く。）とする。

(研究内容)

第3条 医学、生命科学、保健・医療・福祉分野の萌芽的研究であつて、獨創性に富み、医学部の教育・研究の発展に資するものを対象とする。

(金額)

第4条 研究助成金は、毎年200万円の予算の中から、若干の課題に対し支給する。

(選考委員会)

第5条 同窓会幹事会で選考した10名以内の委員で構成する。

- 1 この会に委員長を置き、同窓会長をもつて充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(選考方法)

第6条 応募された研究課題は、科学研究費等の対象とならなかつたものを含み、獨創的で、かつ研究目的、計画が明確である課題を対象とする。

- 1 応募された研究課題で、既に他の研究助成金を受けたものは除く。
- 2 応募は、所属長の推薦による。
- 3 当該年度の受賞者の決定は、選考委員会の決定に基づいて、幹事会の議を経て会長が行う。

(応募方法)

第7条 医学部内に文書をもつて周知し、毎年5月末日までに別紙「研究助成申請書」を同窓会事務局へ提出すること。

(経理報告)

第8条 研究助成金の使途を明確にするために経理報告書を研究成果報告書と共に選考委員会に提出すること。

(研究成果の公表)

第9条 同窓会だよりに掲載し研究成果を報告すること。

(研究助成金の支給)

第10条 研究助成金は、奨学寄付金として鳥取大学医学部に寄附し、受賞者へは同窓会長から「鳥取大学医学部同窓会研究助成金交付書」を交付するものとする。

(その他)

第11条 研究助成金により得た研究成果を発表する場合は、研究助成金により助成を受けたことを必ず表示すること。なお、研究助成金の英語表記は

"a research grant from Tottori University Faculty of Medicine Alumni Association"

とし、日本語表記は「鳥取大学医学部同窓会研究助成」とする。

第12条 この規則の改正は、同窓会幹事会において審議する。

附 則

この規則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月11日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、平成23年12月12日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、平成25年4月19日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、平成25年8月23日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、平成29年4月19日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、平成31年4月15日から施行する。(一部改正)

附 則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。(一部改正)